

自由貿易協定と環境保護

——オバマ政権の通商政策と環境技術輸出戦略——

万城目正雄*

- 1 はじめに
- 2 TPP を重視したオバマ政権の狙い
- 3 米国の FTA における環境規定と TPP
- 4 オバマ政権の環境技術輸出戦略
- 5 結論

1 はじめに

1995年の世界貿易機関（WTO）発足後、初めての多角的貿易自由化交渉となったドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）は、2001年の第4回 WTO 閣僚会議で立ち上げが宣言されて以来、農産品・鉱工業品といった物品のみならず、サービス貿易が交渉分野に加えられたほか、アンチ・ダンピング、貿易円滑化、開発途上国の開発問題、環境、知的財産権といった幅広い分野において市場アクセスの改善や新たな貿易のルールづくりを目指して交渉が進められてきた。しかしながら、150を超える加盟国間、とりわけ加盟国の約8割を占める開発途上国と先進国との間で利害が複雑に対立し、交渉は難航・長期化している。

その一方で、通商上の利害を共有する国・地域が、自由貿易協定（FTA）を締結し、貿易自由化を進める動きが加速している。WTO によると、世界には約280の二国間・多国間の FTA が存在している。その数は、多角的貿易自由化交渉が滞っていることとは対照的に、2000年以降、急増している。そして、近年では、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、環大西洋貿易・投資パートナーシップ（TTIP）協定（米 EU・FTA）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓自由貿易協定（日中韓 FTA）、日 EU 経済連携協定（日 EU・FTA）といった「巨大な自由貿易圏（メガ FTA）」の形成を目指す動きがみられる。こうした動向について、馬田（2015a）は「各国の通商政策の軸足は WTO から FTA にシフトしている。」と指摘している¹⁾。

FTA の特徴は、「WTO プラス」と呼ばれる新しい分野の貿易ルールが形成されようとして

提出日2016年9月22日 受理日2016年11月23日

*教養学部人間環境学科社会環境課程准教授

いる点にある。本稿で取り上げる環境問題も、FTA 締約国で環境規制の調和とルール化を図り、貿易を通じた持続可能な開発を目指そうとするもので、「WTO プラス」といわれる分野の一つである。

そこで、本稿では、WTO による多角的貿易自由化交渉が停滞する中、TPP を通じて国際貿易ルールの世界基準づくりを進めたい米国が、オバマ政権の重要な政治的支持基盤である環境保護団体・労働組合の主張する環境・人権・労働者保護への関心を、産業界の意向に配慮しつつ、いかにして通商政策に反映し、FTA 戦略を展開しようとしているのか。FTA 戦略を活用し、TPP を新市場開拓の中心に位置づけ、輸出を通じて、世界金融危機からの経済再生と雇用拡大を目指したオバマ政権の通商政策と環境技術輸出戦略について考察する。

2 TPP を重視したオバマ政権の狙い

TPP 協定は、約 5 年越しの交渉を経て、2015 年 10 月 5 日に米国のアトランタにおける TPP 閣僚会合において大筋合意が成立し、2016 年 2 月 4 日にニュージーランドのオークランドで署名された。TPP 協定に参加するアジア太平洋地域の 12 か国（オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国およびベトナム）は、協定の発効に向けて、議会承認などの国内手続を行うこととなる。TPP 協定が発効すると、世界の GDP の約 4 割、人口の約 1 割を占める巨大な経済圏がアジア太平洋地域に誕生することとなる。

TPP は、2008 年にブッシュ大統領が、交渉参加を決定したものである。FTA に反対する意向が強い労働組合を重要な支持基盤とする民主党の大統領候補であったオバマ大統領は、大統領選挙期間中、共和党のブッシュ政権が強力に推し進めた FTA 路線を批判し、TPP 交渉に消極的な姿勢を示していた。実際、政権発足当初、オバマ大統領が交渉参加の決定を先送りにしたため、TPP の交渉開始が延期された。こうした経緯とは対照的に、オバマ政権は、TPP を通商政策の中軸に位置付け、約 5 年越しの交渉を実らせ、協定署名まで漕ぎつけた。それでは、なぜ、オバマ政権は TPP 重視の方針に転換したのか。環境技術輸出戦略について考察するに当たって、まずは、オバマ政権における TPP の位置づけ・目的を確認し、米国が TPP 交渉を進めた背景には、国家輸出戦略（NEI：National Export Initiative）に基づく FTA 戦略があることを明らかにしたい。

2-1 国際通商秩序の変化と 21 世紀型 FTA のルールづくり

(1) 国際通商秩序の変化

オバマ政権が TPP を重視する理由は、第一に、TPP を通じて 21 世紀型 FTA の貿易ルールづくりを主導することである。この背景には、国際通商秩序の形成に関して、1990 年代以降、大きな変化が生じていることを理解する必要がある。

その一つ目の変化とは、多角的貿易自由化交渉であるドーハ・ラウンドが行き詰まっていることである。米国は、第二次世界大戦後、1948 年に一般協定として発効した関税及び貿易に関

する一般協定（GATT）を支え、ラウンドと呼ばれる多角的貿易自由化交渉を通じて関税を引き下げ、自由・無差別・互惠を基本原則とする GATT の下で、自由貿易体制を牽引する重要な役割を担ってきた。1995年には、世界貿易機関（WTO）を発足させ、GATT が規定する財の貿易に加え、米国に比較優位のあるサービス貿易（GATS：サービス貿易に関する一般協定）、知的財産権（TRIPS：知的財産権の貿易関連側面に関する協定）などのルールを WTO 協定の中に盛り込んだ。そして、米国は、国際機関として発足した WTO 体制の下で、一層の市場アクセスの改善や新たな貿易のルールづくりを進めるため、新たなラウンドの立ち上げに努めたが、先進国と開発途上国の意見調整に難航し、ようやく、2001年11月に開催された第4回 WTO 閣僚会議で、開発途上国の立場に配慮し、「ドーハ開発アジェンダ」という名称が付けられたラウンド（ドーハ・ラウンド）の立ち上げが宣言された。

ドーハ・ラウンドでは、農業、非農産品市場アクセス（NAMA：Non-Agricultural Market Access）、サービス、貿易円滑化、ルール（貿易救済措置）、知的財産権、開発、環境の8分野において交渉が進められたが、150を超える加盟国の8割を超え、発言力が増した開発途上国と先進国の意見の隔たりが埋まらず、全会一致を原則とするラウンド交渉は完全に行き詰まった。結局、2011年12月の WTO 閣僚会議で、「近い将来の最終合意を断念すること」が決定され、ドーハ・ラウンドの事実上の交渉休止が宣言された。その後、2013年の WTO 閣僚会議で貿易円滑化協定が合意されるなどの進展はみられたが、WTO の機能は監視や紛争処理に重点が置かれ、貿易自由化交渉の場は、FTA にシフトすることとなった²⁾。

こうした国際通商環境の変化を踏まえ、米国は、WTO による多角的貿易自由体制を支持しながらも、FTA を通じて、二国間あるいは多国間で貿易自由化を進める方向に大きく舵を切った。ブッシュ大統領は、FTA 戦略を推し進め、任期中に11件の FTA を16か国と締結した。

ところで、米国の FTA 戦略は、ブッシュ政権時代に始まったものではない。米国が FTA 戦略の採用を発表したのは、1980年代のレーガン政権下であった。G5（先進5か国財務相・中央銀行総裁会議）でドル高是正が合意（プラザ合意）された翌日、1985年9月22日に、米国は、新通商政策を発表し、GATT を通じた多角的貿易自由化交渉を支持しつつも、これを補完する二国間・多国間 FTA 交渉を進めることとした。同時に、外国の不公正貿易慣行に対しては、通商法301条を用いて、一方主義による報復措置を発動することを宣言した。滝井（2015）は、「新通商政策によって、米国は戦後半世紀にわたる GATT 中心主義からマルチトラック・アプローチに転換し、これが米国の FTA 政策の出発点となった。」³⁾と指摘している。

米国は、新通商政策の発表後、1985年8月のイスラエルとの FTA を皮切りに、15件の FTA を締結している。このうち、オバマ政権は、ブッシュ政権時代から積み残しになっていた韓国、コロンビア、パナマ、ペルーとの FTA に修正を加えて発効させた。その後、交渉の軸足を二国間 FTA からメガ FTA に移し、2010年3月に TPP、2013年6月に TTIP（米 EU・FTA）の交渉を開始した⁴⁾。

こうして、オバマ政権は、米国の東と西に巨大な自由貿易圏を創設することに着手し始めた。つまり、WTO による多角的貿易自由化交渉が行き詰まる中、オバマ政権は、TPP と TTIP を通商政策の重要な二本柱に据えて、21世紀型貿易のルールづくりの主導権を狙うことを意図す

ることとなった。

そして、二つ目の変化は、通商交渉の内容が、関税の引き下げ交渉のみならず、国内規制の撤廃・調和を目指す21世紀型貿易の時代に入っていることである。FTAの特徴は、貿易円滑化、投資、政府調達、知的財産、環境・人権・労働者保護といった、WTO協定よりも広範囲で高水準の規定を含む「WTO プラス」と呼ばれるルールが形成されようとしている点にある。馬田（2015b）は、「関税撤廃が中心の20世紀型貿易から、国内規制の撤廃・調和を目指す21世紀型貿易の時代に変貌しつつあり、貿易のルールづくりは、WTOではなくFTA交渉を通じて形成されている。」と指摘している⁵⁾。

（2）21世紀型 FTA

2009年11月14日に来日したオバマ大統領は「米国は広範にわたる締約国が参加し、21世紀の貿易合意に相応しい高い基準を備えた地域合意を形成するという目標をもって、太平洋を超えたパートナーシップ諸国と関与していく。」⁶⁾と述べ、TPP参加を公式に表明した。つまり、オバマ政権は、TPPを「21世紀型のFTA」と位置付けて、高度で包括的なFTAを目指したのである。そして、TPPには、環境部会を含む24の作業部会が設けられ交渉が進められてきた。

その結果、TPP協定は、工業品関税99.9%、農林水産品関税97.1%を撤廃し、表1のとおり、全30章から構成される高度で包括的なルールが形成された。TPPは、米国の主導により、21世紀のFTAのひな型として、また、今後の多角的貿易自由化交渉の基盤になるうるものとして、貿易ルールを刷新する可能性を含んだ協定となっている⁷⁾。

表1 TPP協定の条文構成

第1章	冒頭規定・一般的定義章	第16章	競争政策章
第2章	内国民待遇及び物品の市場アクセス章	第17章	国有企業及び指定独占企業章
第3章	原産地規則及び原産地手続章	第18章	知的財産章
第4章	繊維及び繊維製品章	第19章	労働章
第5章	税関当局及び貿易円滑化章	第20章	環境章
第6章	貿易上の救済章	第21章	協力及び能力開発章
第7章	衛生植物検疫措置章	第22章	競争力及びビジネスの円滑化章
第8章	T B T（貿易の技術的障害）章	第23章	開発章
第9章	投資章	第24章	中小企業章
第10章	国境を越えるサービスの貿易章	第25章	規制の整合性章
第11章	金融サービス章	第26章	透明性及び腐敗行為の防止章
第12章	ビジネス関係者の一時的な入国章	第27章	運用及び制度に関する規定章
第13章	電気通信章	第28章	紛争解決章
第14章	電子商取引章	第29章	例外章
第15章	政府調達章	第30章	最終規定章

2-2 P4から TPP への発展

TPP 協定の母体は、2001年に成立したニュージーランドとシンガポールの FTA である。この FTA にチリとブルネイが参加し、2006年5月にパシフィック 4 (P4) と呼ばれる環太平洋戦略的経済連携 (TPSEP) 協定が発効した。P4は、APEC のメンバーに開かれた、自由化率が高い、包括的な分野を包含した FTA であった。ブッシュ政権は、2008年2月に開始された投資と金融サービスの交渉から P4に参加した。そして、2008年9月に、P4のすべての分野の交渉に参加することを表明した。米国に続いて、11月には、オーストラリア、ペルー、ベトナムも交渉参加を表明した。TPP の交渉開始は、2009年3月に計画されていたが、政権交代により誕生した米国のオバマ大統領からの要請で延期となった。

その後、2009年11月にオバマ大統領が東京で行った演説において TPP に参加することを表明し、それに続いて、米国通商代表部 (USTR : United States Trade Representative) カーク代表が同年12月に米国議会に交渉開始を通告した。これを受けて、1年遅れとなったが、2010年3月にオーストラリアのメルボルンにおいて8か国 (米国、オーストラリア、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、ペルー、シンガポールおよびベトナム) による第1回目の TPP 交渉が開始されることとなった (このとき以降を TPP 交渉という)。その後、同年10月にはマレーシアの参加が認められ、11月には、準メンバーであったベトナムが正式メンバーとなった。そして、2012年10月にメキシコ、カナダ、次いで、2013年7月に日本が正式に交渉に参加することとなった⁸⁾。こうして約5年越しの交渉を完了させ、2015年10月に大筋合意が成立し、2016年2月に署名された。世界で初めて署名に至ったメガ FTA であることも TPP の特徴の一つである。

2-3 21世紀型の貿易ルールとその拡大 (TPP から FTAAP へ)

オバマ大統領は、2015年の大統領経済報告で、「新しい貿易協定は、米国企業に新しい市場を手に入れることを援助し、より強固な環境と労働の基準を現実化し、すべての国が同一の公正なルールによって、プレーすることを確実にするだろう。」と述べている⁹⁾。こうしたオバマ政権の意図が反映されている TPP 協定を、米国は、今後の通商交渉におけるグローバル・ルールとして活用したい考えである。そして、TPP を足掛かりにして、アジア太平洋経済協力 (APEC) に締約国を広げ、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP : Free Trade Area of the Asia-Pacific) を実現したいという意向を持っている。馬田 (2011) は、「米国の狙いは、TPP を通じて高度で包括的な FTA を APEC 全体に広げ、中国を含むアジア太平洋地域の新たな通商秩序を構築することである。」と指摘している¹⁰⁾。

それでは、なぜ、米国が、東アジア・アジア太平洋地域への関与を強めているのか、その理由を確認してみよう。

一つ目の理由は、東アジアにおける地域主義の高まりである。21世紀になると、FTA 締結の動きは、東アジア地域においても活発となり、ASEAN と日中韓印豪 NZ の間で、二国間・多国間の FTA を締結する動きが加速した。この流れから、ASEAN プラス 3 (日中韓) と ASEAN プラス 6 (日中韓印豪 NZ) という二つのメガ FTA 構想が誕生した。また、東アジア地域では、FTA を通じた貿易・投資の面のみならず、通貨の面でも協力関係の進展と統合に

向けた構想が持ち上がった。通貨協力は、2000年5月にタイのチェンマイで開催された ASEAN + 3（日中韓）蔵相会議で発表されたチェンマイ・イニシアチブである。これは1997年のアジア通貨危機の教訓として、ASEAN 通貨スワップ協定を強化し、通貨協力を行うというものである。なお、チェンマイ・イニシアチブは、米国の意向を踏まえ取り下げられたが、日本がアジア通貨危機支援の一環として提案したアジア通貨基金構想に端を発している。そして、通貨統合の構想とは、2008年のリーマンショックの後に発表されたアジア共通通貨（ACU）構想である。

こうした東アジアにおける貿易・投資・通貨面での関係強化の流れが強まる中、米国と東アジアとの FTA はシンガポールくらいと極めて少なく、米国は FTA を通じた東アジア市場の取り込みに乗り遅れていた。こうした状況は米国の立場から見ると、中国の影響力が拡大する中、成長著しい東アジア地域で、米国の関与なしに、地域主義・経済統合に向けた動きが活発化していることを意味した。こうした動きに対して、米国は TPP を通じて関与することを意図したのである。

なお、FTAAP 構想は、2006年11月の APEC ハノイ首脳会議で、ブッシュ政権が APEC の FTA 化を提案し、その後、2009年の APEC シンガポール首脳会議において FTAAP の実現に向けた道筋を検討することが合意された。そして、2010年の APEC 横浜首脳会議で採択された「横浜ビジョン」において、FTAAP に向けて TPP、ASEAN プラス 3、ASEAN プラス 6 の 3 つの構想を基礎として発展させることが合意された。東アジアの経済統合には、ASEAN プラス 3 と ASEAN プラス 6 という二つの構想が存在していたが、この二つの構想は、2011年11月の ASEAN 首脳会議で ASEAN が打ち出した東アジア地域包括的経済連携（RCEP：ASEAN + 日中韓印豪 NZ）に統合された。その結果、現段階では、FTAAP に向けて、TPP と RCEP、二つの候補が存在している状況にある。

2-4 国家輸出戦略とリバランス（アジア回帰）

オバマ政権が、東アジアへの関与を強めているもう一つの理由は、米国の輸出拡大の機会として、成長するアジアの市場を取り込むことである。

オバマ政権は、2008年のリーマンショックにより米国経済が未曾有の不況に陥った中で誕生している。しかしながら、巨額の財政赤字とゼロ金利で財政・金融政策は手詰まり、民主党政権下の大統領として、労働者保護と雇用対策が求められる中、輸出重視を成長の切り札としたのである。具体的には、2010年1月の一般教書において「5年間で輸出を倍増し、200万人の雇用を拡大する」と表明し、「国家輸出戦略」（NEI：National Export Initiative）を打ち出した。そして、TPP を FTA 戦略の中核に据えて、成長するアジア太平洋地域の市場を取り込むことを意図した。滝井（2015）は「FTA を雇用拡大のための輸出促進政策の柱に位置付けた政権は米国では初めてである。」と指摘している¹¹⁾。

こうしたアジア重視の考え方は、オバマ政権のリバランス（アジア回帰）政策に発展した。リバランス政策について、2011年10月に、ヒラリー・クリントン国務長官が「アジアの成長とダイナミズムを活用することは、米国の経済・戦略的利益の中核であり、オバマ大統領の最優

先課題である。米国は、アジアの市場を開放することによって、かつてないほどの投資・貿易、先端技術にアクセスする機会を提供することになる。米国経済のリカバリーは輸出と巨大で成長するアジアの消費者に米国企業が進出する能力にかかっている」¹²⁾と述べている。つまり、ブッシュ政権が重視した中東地域ではなく、東アジアに積極的に関与する姿勢を明確にした。そして、TPPはオバマ政権のリバランス政策の貿易面での重要な役割を担うこととなった¹³⁾。

以上を総括すると、TPPの戦略的活用には本腰を入れるオバマ政権の思惑は、ドーハ・ラウンドが行き詰まる中、TPP交渉を通じて、新たな通商秩序を形成し、環境基準を含め、米国企業にとって公正な競争環境を構築し、市場規模が拡大するアジア太平洋地域への輸出機会の拡大を通じて、米国の成長と雇用拡大につなげることにありと結論づけることができる。

3 米国の FTA における環境規定と TPP

USTR のフロマン通商代表は、「TPP には、アメリカがこれまでに締結してきたいかなる貿易協定よりも厳格な環境基準と労働基準を盛り込む予定で、これが実現すれば、国際貿易の競争条件の均一化を主導できるようになる。野生動物の密輸や違法な森林伐採、乱獲につながりやすい漁業補助金の規制も、これまでの貿易協定にはみられなかった新しい要素だ。こうした規制を設けることで持続可能な貿易を実現し、その恩恵を幅広く共有できるようになる。」と主張している¹⁴⁾。

環境保護団体、そして、産業界も TPP に、厳格な環境基準が盛り込まれるべきであると主張している点については、政府の方針と共通しているように見受けられる。

それでは、TPP 協定の環境章の規定には、環境保護団体ならびに産業界が主張する厳格な環境基準がどのように規定され、そこには、どのような米国の通商政策上の意図が含まれているのだろうか。TPP 協定の環境章は全23条から構成され、幅広い分野の規定が盛り込まれている。そのため、ここでは、環境基準の緩和を阻止するために、どのような規定が盛り込まれているかに焦点を絞って考察してみよう。

3-1 厳格な環境基準を求める環境保護団体の主張と産業界の意向

最初に、環境保護団体、そして、産業界が、TPP に規定される環境基準に関して、どのような主張・意向を持っているのかを確認してみたい。

第一に、環境保護団体の主張についてである。環境保護団体からは、多くの提言・申し入れ等が行われているが、例えば、2011年2月、米国のシエラクラブからは、地球温暖化の阻止に逆行するような開発投資に対して反対する立場から、TPP 協定交渉においては、米国及び貿易相手国が持続可能な開発と発展を成し遂げ、労働者と環境が守られる形での貿易をすべきとするプレスリリースが発出されている¹⁵⁾。

また、フレンズ・オブ・アースは、2013年2月に文書を公表し、TPP 交渉の内容が非公表になっていることを非難した上で、政府は、TPP の締約国に対して、環境に関する国内法の執行と環境に関する多数国間協定の順守を義務づけられるかどうかに関心を持っているが、こ

うした国内環境法・環境に関する多数国間協定による環境保護義務についても、他の通商協定上の義務と同様に紛争解決の手段によってその履行が守られるようにすることを前提とすべきであると主張している¹⁶⁾。

次に、産業界の意向を確認してみよう。馬田（2011）は、オバマ政権が国家輸出戦略を打ち出して以降、通商政策のプロセスにおいて、利害関係者との意見交換を行う場を設け、要望を聴取していることから、TPP交渉には、米国産業界の意向が色濃く反映されていると指摘している。具体的には、2010年9月に「TPPのための米国企業連合（U.S. Business Coalition for TPP）」が公表した15原則からなる要望書の内容を分析し、米国産業界は、貿易ルールの簡素化、サプライチェーンの効率化、規制の統一、知的財産権の保護、公正な競争条件の確保の4点を重視していると指摘している。その上で、米国産業界の狙いは、TPPを通じた市場アクセスの拡大と制度・ルールの統一にあると結論付けている¹⁷⁾。

この15の原則では、環境に関して「法による支配を促進し、環境を保護する協定とすべき」と言及されている。米国の産業界からは、環境に関する要望として、環境規制・環境基準の強化・統一化を図り、公正な競争環境を構築することによって米国産業のビジネス環境を改善することが求められていると考えられる。

以上を集約すると、環境保護団体と産業界では、当然、立場・目的には相違があるものの、TPP協定に、「環境規制・環境基準の強化・統一を図るための規定が盛り込まれるべきである」と主張している点は共通しているといえよう。この主張は、冒頭に紹介したとおり、フロマン通商代表が、TPP協定には、厳格な環境基準を盛り込む予定と言及していることから、政府・産業界・環境保護団体、三者の主張に一致が見られるのである。

それでは、TPP協定には、環境規制・環境基準の強化・統一を図る上で、どのような権利・義務が規定されているのか、考察を加えることとする。

3-2 TPPの環境規定と環境基準¹⁸⁾

(1) 目的・範囲

TPP協定には、第20章に環境に関する独立した章（全23条）が設けられ、相互に補完的な貿易・環境政策の促進、高い水準の環境保護・効果的な環境法令の執行の促進、貿易に関連する環境問題に対処する締約国の協力を含む能力向上を目的（20.2条）として、以下に掲げるような包括的で多岐にわたる事項が盛り込まれている。

- ・環境に関する多数国間協定（20.4条）
- ・オゾン層の保護（20.5条）
- ・船舶による汚染からの海洋環境の保護（20.6条）
- ・手続事項（20.7条）
- ・企業の社会的責任（20.10条）
- ・協力の枠組み（20.12条）
- ・貿易及び生物の多様性（第20.13条）
- ・低排出型の経済への移行（20.15条）

- ・海洋における捕獲漁業（20.16条）
- ・野生動植物の違法な採取・取引への対処（20.17条）
- ・環境に関する小委員会・連絡部局（20.19条）
- ・紛争解決等（20.20条～20.23条）

なお、TPP の環境規定には、既存の米国の FTA と比較しても、表 2 のとおり、多くの事項が規定されている。

（２） 権利・義務

TPP 協定上の環境に関する権利・義務について考察すると、TPP 協定の環境章では、第一に、締約国が、独自に環境法令・環境政策を規定・執行する「主権的権利」があることを認めている（20.3条2項）。

その上で、締約国には、以下に掲げるような協定上の義務が課されている。

- ・自国の環境法令・環境政策が高い水準の環境保護を定め、その水準を向上させる努力義務（20.3条 3 項）
- ・貿易・投資に影響を及ぼす目的で、自国の環境法令の効果的な執行を怠ってはならない義務（20.3条 4 項）
- ・貿易・投資を奨励するために、自国の環境法令の執行について、免除・逸脱措置をとってはならない義務（20.3条 6 項）
- ・環境に関する多数国間協定の順守義務（20.4条～20.18条）

つまり、TPP 協定の環境章には、貿易・投資の促進・奨励を目的とした環境基準の緩和合戦が行われないように、国内環境法令の執行と環境に関する多数国間協定の順守を義務づけるための規定が用意されている。それでは、次に、どのような環境に関する多数国間協定が TPP 協定の対象となっているのか、確認していくこととする。

（３） 環境に関する多数国間協定

米国が締結した FTA は14件が効力を発しているが、表 2 のとおり、1985年のイスラエルとの FTA を除き、1994年に発効した北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）において環境に関する補完協定が締結されて以来、FTA に環境に関する規定が盛り込まれている。そして、NAFTA の次に締結された米国・ヨルダン FTA からは、協定本体に環境規定が盛り込まれ、締約国には環境法の効果的な執行が義務付けられてきた。さらに、USTR は、FTA の環境影響について情報公開を行うために、1992年に遡って、NAFTA 以降の FTA に関して、環境レビュー（Environmental Reviews）を行い、USTR のウェブページにその結果を公表してきた¹⁹⁾。

しかしながら、ブッシュ政権時代に、コロンビア、韓国、パナマ、ペルーとの FTA 締結・発効に当たって、労働・環境に関する規定をめぐる対立があり、ブッシュ政権は、2007年5月10日に、議会民主党との間で、より高度な労働・環境に関する規定を加え、FTA 協定を修正することに合意した。この合意は、「5月10日協定」（May 10 Agreement）と呼ばれ、その

内容には、後述する7つの環境に関する多数国間協定の履行を求めるほか、FTAが規定する環境関連義務について紛争解決の対象とすることなどが含まれおり、ペルー以降に米国が締結したすべてのFTAに適用されることとなった。その後、「5月10日協定」は、2015年貿易促進権限法（2015 Trade Promotion Authority (TPA) law）に組み込まれ、米国が貿易交渉を行う際の原則となっている。

ここで、TPPの12の締約国による7つの環境に関する多数国間協定の調印の状況について確認すると、表3のとおり、米国と日本以外の締約国は、すべての環境に関する多数国間協定に調印していない。すべての締約国が調印している協定は、CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）、MARPOL（船舶による汚染の防止のための国際条約）、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書のみとなっている。そのため、TPP協定においては、この3つの環境に関する多数国間協定について、紛争解決、執行メカニズムの対象とすることが定められている。そして、協定上は、自国が締約国である環境に関する多数国間協定の重要性を認め、自国の約束を確認すること（20.4条1項）、環境に関する多数国間協定に係る締約国間の対話を通じ、貿易に関する法令及び政策と環境法令及び環境に関する政策との間の相互の補完性を高める必要性を強調すること（20.4条2項）が規定されている²⁰⁾。

（4）協議・紛争解決等

TPP協定環境章（第20章）では、締約国の義務の執行について問題が生じた場合には、次の3段階の協議が可能であることが規定されている。

- ① 環境に関する協議（20.20条）
- ② 上級の代表者（環境小委員会）による協議（20.21条）
- ③ 閣僚による協議（20.22条）

この3段階による協議を経ても問題を解決できなかった場合には、パネルの設置を要請することができることとなっており、第28章に基づく協定の紛争解決（20.23条）の下に置かれる定めとなっている。

TPP交渉では、米国が高い環境基準を要求し、環境に関する多数国間協定の扱いや実効性を担保するために紛争解決の対象とするかどうかをめぐる新興国と対立した。まさに、TPP交渉において、環境分野は「難航分野」であったという²¹⁾。交渉の結果については、環境保護団体からは不十分であるとの批判もあるが、TPP協定では、国内法の順守義務と環境に関する多数国間協定の履行を通じて、価格競争上の理由から国同士で環境規制・環境基準の緩和合戦により、生産コストの引き下げを競い合う「底辺への競争」が起こることを防止し、また各企業による環境規制の順守状況の差を無くし、公正な競争環境を構築するための規定が盛り込まれた。さらに、問題が生じた際には3段階での協議が可能であることが規定され、その上で、問題を解決できなかった場合には、協定の紛争解決の下に置かれることとなった。その他、上記で言及した規制・義務や紛争解決のような新興国にとって厳しい規定のみならず、環境協力の枠組に関する規定が置かれたほか、企業が環境に対する社会的責任（CSR）に関与すること

を推奨するように締約国に求める規定も盛り込まれている。

表2 米国の FTA における環境規定の比較

国・地域	イスラエル	NAFTA	ヨルダン	シンガポール	チリ	豪州	モロッコ	CAFTA-DR	バーレーン	オマーン	ペルー	パナマ	韓国	コロンビア	TPP
協定発効年月	1985/8	1994/1	2001/12	2004/1	2004/1	2005/1	2006/1	各国別に発効	2006/8	2009/1	2009/2	2012/10	2012/3	2012/5	2016/2 署名
本協定による環境条項の規定	×	×	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
締約国による環境法の効果的な執行	×	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
締約国による貿易・投資奨励目的での環境法の執行免除・軽減の禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	✓	✓	✓	✓	✓
締約国による絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)の履行義務	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	✓	✓	✓	✓	✓
海洋汚染の管理に関する関与	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	✓	✓	✓	✓	✓
オゾン層破壊物質の管理に関する関与	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	✓	✓	✓	✓	✓
漁業管理に関する関与	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	✓	✓	✓	✓	✓
自然保護地区に関する関与	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	✓	✓	✓	✓	✓
違法な漁業、報告されていない漁業、規制されていない漁業に関する関与	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	✓	✓	✓	✓	✓
有害な漁業補助金の禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	✓
野生動植物・魚の違法な採取・取引への関与（他国の法律の違反を含む）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	✓
規定に違反した場合の貿易制裁	×	×	✓	×	×	×	×	×	×	×	✓	✓	✓	✓	✓
本協定に締約国間の協力に関する独立規定	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	✓

注：NAFTAは米国・カナダ・メキシコによる北米自由貿易協定である。

CAFTA-DRは、米国・中米・ドミニカ共和国自由貿易協定である。発効は、各国別にエルサルバドル2006年3月、ホンジュラス2006年4月、ニカラグア2006年4月、グアテマラ2006年7月、コスタリカ2009年1月である。

出所：USTR・U.S.Department of State（2015）“Special Report May 2015-Standing up for the Environment-Trade for a Greener World” pp.8-9に基づき、USTR ウェブサイトの FTA ページ（<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements>）を参照して作成

表3 TPP 締約国における環境に関する多数国間協定の調印状況較

	豪州	ブルネイ	カナダ	チリ	日本	マレーシア	メキシコ	NZ	ペルー	シンガポール	米国	ベトナム
CITES	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
MARPOL	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
IATTS			✓		✓		✓		✓		✓	
ラムサール条約	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓
IWC	✓		✓	✓	✓		✓	✓	✓		✓	
CCAMLR	✓			✓	✓			✓			✓	
モントリオール議定書	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

注：CITES は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約である。

MARPOL は、船舶による汚染の防止のための国際条約である。

IATTS は、全米熱帯まぐろ類条約である。

ラムサール条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約である。

IWC は、国際捕鯨取締条約である。

CCAMLR は、南極の海洋生物資源の保存に関する条約である。

モントリオール議定書は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書である。

出所：Shott J. Jeffrey (2016) “TPP and the Environment” in Assessing the Trans-Pacific Partnership, Volume 2: Innovations in Trading Rules PIIE Briefing 16-4. Washington: Peterson Institute for International Economics. p.37

4 オバマ政権の環境技術輸出戦略

環境を重要事項の一つに掲げて発足したオバマ政権は、グリーン・ニューディール政策を打ち出し、環境産業の振興を通じた新たな雇用の創出と地球温暖化対策を同時に成し遂げることを目標とした経済政策を発表している。それでは、環境を重視するオバマ政権は、通商政策においては、どのような政策を採用したのであろうか。民主党の重要な支持基盤となっている環境保護団体・労働組合が主張する政策理念が反映されたオバマ政権の通商政策・FTA 戦略とはいかなるものであったか。

オバマ政権は、世界金融危機からの経済再生と雇用拡大を目指し、通商政策の柱として FTA 戦略を位置づけ、その要に TPP を据えた。TPP 交渉では、米国は高い環境基準・環境規制の規定化を主張したが、その通商政策的な意図は何であったのか、「環境技術輸出戦略」をキーワードに考察する。

4-1 国家輸出戦略と環境技術輸出戦略

(1) 2009年通商政策アジェンダ

初めに、オバマ政権の通商政策・FTA 戦略のスタンスについて、政権発足後、初めて議会に提出された「2009年大統領通商政策アジェンダ (President's Trade policy Agenda for 2009)」²²⁾から確認してみよう。

このアジェンダでは、オバマ政権の通商政策の優先課題が次のとおり示されており、民主党の重要な政治的支持基盤である環境保護団体・労働組合が主張する環境保護・労働者保護への

関心を通商政策に反映して、WTO および FTA 双方の交渉を展開しようとする方針が示されている。

- ① ルールに基づく通商体制の支持（WTO およびドーハ・ラウンドの支持）
- ② 通商政策の社会的説明責任と政治的透明性の向上（諸外国を含む労働者保護）
- ③ 通商政策をエネルギー・環境問題における国家目標達成のための重要な政策手段 とすること
- ④ 政府調達や市場規制措置といった非関税障壁等、当該国との間の未解決で通商摩擦の原因となっている問題を通商協定が必ず対象にする。
- ⑤ 既存の FTA や二国間投資協定を責任と透明性をもって改善する。
- ⑥ 途上国、とりわけ後発開発途上国（LDC）に対して米国が強力なパートナーになるとのコミットメントを維持する。

（２）国家輸出戦略（NEI）

オバマ大統領は、2010年1月の一般教書において、「5年間で輸出を倍増し、200万人の雇用を拡大する」と表明した。オバマ政権は、巨額の財政赤字とゼロ金利により財政・金融政策が手詰まりの中、2008年のリーマンショックに伴う経済不況からの再生を図るため、輸出重視を打ち出したのである。そして、同年3月に、「国家輸出戦略」と題した行政命令（Executive Order 13534）を発出した²³⁾。この行政命令により、国務省、財務省、農務省、商務省、労働省、エネルギー省の各長官を含む「輸出促進閣議（Export Promotion Cabinet）」が設立された。

2010年9月に、輸出促進閣議は「国家輸出戦略に関する大統領への報告書－5年以内の輸出倍増のための輸出促進閣議の計画（Report to the President on the National Export Initiative: The Export Promotion Cabinet's Plan for Doubling U.S. Exports in Five Years）」を取りまとめ、国家輸出戦略を実行する上で優先すべき以下の8項目が明記された²⁴⁾。

- ① 中小企業による輸出支援
- ② 連邦政府による輸出支援
- ③ 貿易ミッション
- ④ 市場開拓支援（trade advocacy）
- ⑤ 輸出信用の強化
- ⑥ マクロ経済の不均衡是正
- ⑦ 貿易障壁の削減
- ⑧ サービスセクターの輸出促

通商政策としては、WTO 体制を支持しながら、ペンディングになっているパナマ、コロンビア、韓国との FTA と TPP 交渉をとりまとめ、TPP 戦略を通じて輸出促進と貿易障壁を削減する方針が示されているほか、中国、インド、ブラジルなどの高成長市場、そして、コロンビア、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、ベトナムといった新興市場に対して、輸出拡大に向けた対策に取り組むことが明記されている。

また、通商政策として、環境技術（green technology）を輸出する米国企業と輸出促進調整

委員会（TPCC）との協力を促進し、環境技術の輸出を拡大する方針が明記された。この方針の下、国家輸出戦略を具体化する政策として、環境技術輸出戦略が策定されることとなる。

（3）環境技術輸出戦略

国家輸出戦略の方針に基づき、オバマ政権の通商政策・FTA 戦略として、環境技術の輸出を戦略的に進めていく政策が具体化していくこととなる。

具体的には、2012年3月14日に、アメリカン大学で開催されたテクノロジー・マーケット・サミットにおいて、ブライソン商務長官とジャクソン環境保護長官が、「環境技術輸出戦略（ETI: Environmental Technologies Export Initiative）」を発表した。「環境技術輸出戦略」は、オバマ政権の「国家輸出戦略」の一環として、商務長官、環境保護長官、通商代表部代表、農務長官の4閣僚が担当し、環境技術の輸出拡大を通じて、雇用拡大と環境産業育成を支援しようとするものである。

環境技術の市場規模について、ブライソン長官は、米国の環境産業は、毎年、約3120億ドルの所得を生み出しているが、8000億ドル以上のグローバルな市場があると指摘している。そして、環境技術の市場から、ほぼ170万人の米国人の雇用が創出され、6万を超える中小企業が関与していると言及した²⁵⁾。

環境技術輸出戦略では、大気汚染管理、有害廃棄物管理、汚水処理に関連する米国企業の環境技術の輸出を政府が積極的に支援することを明らかにしている。具体的な政府の支援として、事業者に対して、「環境ソリューション輸出ポータルサイト」を開設し、市場調査、金融（融資・保険）サービス、イベント等に関する情報提供から貿易実務・環境技術に関する専門家によるコンサルティング事業を開始した。これによって、事業者は縦割りになっている各省庁の行政支援をワン・ストップ・サービスで受けることができることとなった。

さらに、2013年には、商務長官を議長とする20の政府機関を代表する高官によって構成されている輸出促進調整委員会（TPCC: Trade Promotion Coordinating Committee）の環境貿易ワーキンググループ（ETWG: Environmental Trade Working Group）が「2013年環境技術輸出市場計画」を発表した。この計画には、ブラジル、中国、インド、インドネシア、サウジアラビアにターゲットを特定し、国別の環境技術輸出市場計画が掲載されている²⁶⁾。

（4）NEI/NEXT

2014年5月13日、オバマ大統領は、「国家輸出戦略（NEI）」が新たな段階に入るとの声明を発表した。同日、この声明を受けてブリッカー商務長官が「NEI/NEXT」と題した輸出促進の新戦略を公表した。

「NEI/NEXT」では輸出機会のさらなる創出を目指し、次の五つの取り組みを推進することが明記されている²⁷⁾。

- ① より多くの米国企業と海外市場との連結支援
- ② 輸出入手続きの簡素化・迅速化、輸送インフラ整備による輸出促進の環境整備
- ③ 輸出企業に対する金融支援拡大

④ 地方政府と連携した各地の米国企業への輸出促進

⑤ FTA による新興国市場の輸出機会獲得

これらの政策は、基本的には NEI の延長線上にあるが、政権として改めて輸出を重視する方針を示し、今後の重点を明示したものであると考えられる。

なお、国家輸出戦略の成果について、オバマ政権は「輸出促進閣議」創設による政策調整、米国輸出入銀行による金融支援拡大、パナマ、コロンビア、韓国との FTA の締結などを実施したことを挙げ、その結果、2013年に輸出により生み出された国内の雇用は2009年から160万人増加し1130万人に達し、2009年から5年間の米国 GDP 成長の3割近くが輸出によってもたらされたと成果を強調している。

NEI/NEXT の下においても、「環境技術輸出戦略」は継続され、この戦略の一環として、2016年5月に、商務省が「2015 Top Markets Report – Environmental Technologies」を公表した²⁸⁾。この報告書では、大気汚染管理、有害廃棄物管理、污水处理、環境監視・測定機器、環境コンサルティングを環境技術として定義し、世界には1兆ドルの環境技術市場があると試算し、国別の環境技術輸出市場の規模、分野を分析している。そして、市場規模の大きい順から、中国、メキシコ、インド、ブラジル、韓国、サウジアラビア、インドネシア、トルコ、ポーランドに関する分析が行われている。なお、この調査結果では、環境産業に関する貿易障壁が、米国産業の輸出拡大の阻害要因になっていると指摘し、貿易交渉で取り組むべき政府の課題であると言及している。

4-2 通商政策・FTA 戦略としての環境技術輸出

2015年5月に、米国通商代表部と国務省が連名で「2015年5月の特別報告書：環境のために立ち上がれ、グリーン・ワールドのための貿易（Special Report May 2015-Standing up for the Environment-Trade for a Greener World）」を公表した²⁹⁾。この特別報告書では、地球環境を保護するためには、地球規模の取り組みが必要であり、報告書が公表された時点では交渉中であった TPP を含む FTA を通じて、高い環境基準を多くの国々に課すことが、地球環境を保全する上で有益であると強調している。さらに、FTA のパートナーに対して、米国は、環境協力として、1億7700万ドル以上の資金援助を、米国の環境技術と組み合わせて供与してきたと強調し、FTA を締結しているチリ、コスタリカ、ドミニカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、モロッコ、オマーンの国別の環境法の制定・施行状況、環境協力の内容、そして、将来に向けた対応が報告されている。

以上を総括すると、米国が、FTA 交渉において、高い環境基準・環境規制の規定化を主張した背景には、第一に、FTA のグリーン化を図り、地球環境の保護に貢献すること、第二に、米国産業にとって、公正な競争環境を整備すること、第三に、新たな環境市場を創出し、環境技術輸出戦略により、米国産業の輸出機会を拡大することが意図されていると考えられる。また、FTA 締約国（主として開発途上国）に対して、高い環境基準・環境規制を課す一方で、環境協力（資金・技術）を供与することによって、地球環境の保護・キャパシティ・ビルディ

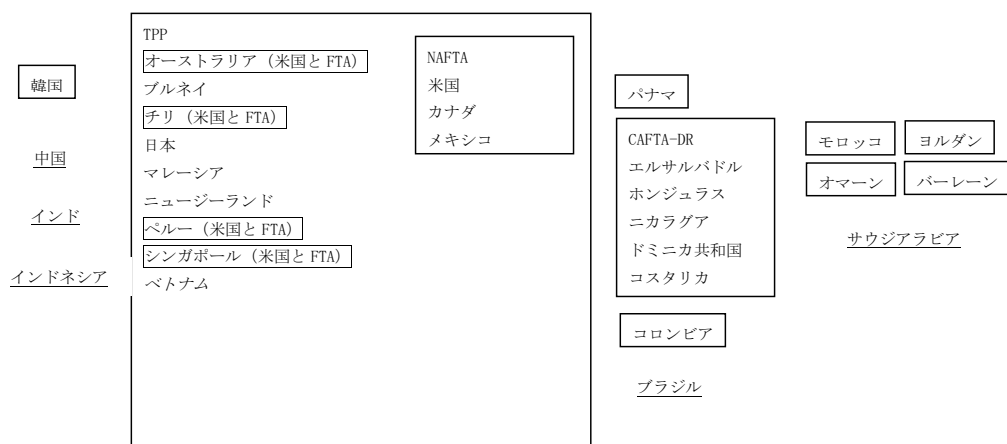


図1 環境関連規定を有する米国の FTA 締約国と環境技術輸出市場計画対象国

注：四角で囲いがあるものが、環境規定を有する米国の FTA 締約国

下線が引かれている国が、環境技術輸出市場計画対象国

出所：筆者作成

ングに貢献するとともに、環境保護のために必要な資金を政府が支援し、米国企業が必要な環境技術を供与することによって、環境技術輸出促進を図り、米国の環境産業振興と雇用拡大に貢献するという FTA 戦略があると考えられる。

さらに、FTA を締結していない新興市場については、政府の環境技術輸出戦略に基づく環境技術輸出市場計画の下で、米国の環境産業の輸出を拡大する政策を採用している。

これを図で示すと、図1のとおり、特に新興市場を対象に、米国の環境技術輸出を拡大させる戦略的な意図をもって、環境規制を通商政策に反映させ、地球環境保護に貢献するとともに、米国経済の成長・雇用拡大を目的にしているものと考えられる。

5 結論

環境を重視する政権として誕生したオバマ大統領は、同時に輸出促進を雇用対策に据えて、FTA 戦略を展開した。オバマ政権は、FTA 交渉を通じて、貿易のパートナーに対して高い環境基準の順守を求めることにより、FTA を通じた国内規制の強化を求め、貿易の拡大と地球環境保全を両立させる政策を要求した。そして、環境市場を創出させ、FTA のパートナーに対しては、環境協力として、資金援助と米国の技術支援を組み合わせることで供与することにより、米国産業の環境技術輸出機会を拡大することを戦略的に実施してきたのである。

また、オバマ政権が国内の経済対策・雇用対策として打ち出した国家輸出戦略の柱に FTA 戦略を掲げ、その一環として、環境技術輸出戦略を位置づけ、FTA パートナーのみならず、有望な新興市場に対して、政府の後押しにより、米国の環境技術を輸出し、環境産業の振興と雇用拡大を戦略に行ってきた。

本稿は、米国の通商政策・FTA戦略およびTPPに関する多くの研究成果を基に、オバマ政権のFTA戦略の要であるTPPの環境章と環境技術輸出戦略に焦点を当てて考察してきた。しかしながら、TPPの環境部会は難航分野と報じられていたものの、交渉の内容は非公開となっている中での考察にとどまった。また、環境章には、本稿で考察した国内環境法や環境に関する多数国間協定の順守義務以外にも、CSRに言及して企業に環境・人権の責任を順守することを求めている点など、これまでのFTAには見られなかった規定が用意された。TPPが環境・人権の問題解決に向けて、どのような効果があるのか、また、環境・人権CSRの観点から、企業の取り組みがどのように進められるのかは、今後の研究課題となる。

注

- 1) 馬田 (2015a) p.3
- 2) ドーハ・ラウンドの交渉経緯については、馬田 (2015a) を参照した。
- 3) 滝井 (2015) p.130
- 4) 米国のFTA戦略については、滝井 (2012) pp.129-141 及び滝井 (2015) pp.154-169 を参照した。
- 5) 馬田 (2015a) および Baldwin (2011)
- 6) ホワイトハウス報道官室「バラク・オバマ大統領の演説」2009年11月14日、サントリーホール・東京、日本は、ホワイトハウス・ウェブサイト (<https://www.whitehouse.gov/files/documents/2009/november/president-obama-remarks-suntory-hall-japanese.pdf>) 参照。
- 7) フロマン通商代表は、TPPを通じて「最終的には、WTOの多国間交渉に向けた新たな流れが形作られることを期待している。」と述べている。詳細は、フロマン (2014) p.93 参照。
- 8) TPPの交渉開始の経緯については、Lewis (2011)、石川 (2011)、外務省 (2011b) を参照した。
- 9) 米国経済白書 2015 p.5
- 10) 馬田 (2011) p.35
- 11) 滝井 (2015) p.133
- 12) Clinton (2011)
- 13) 萩原 (2015) は、「リバランス戦略の基本は、中国を米ドル圏につなぎ留め、習近平・李克強政権によって現在進行中の中国経済の構造的転換を米国の対中輸出の飛躍的拡大に結び付けたいのである。」と指摘している。
- 14) フロマン (2014) pp.92-93
- 15) 外務省 (2011a)
- 16) Friends of the Earth (2013)
- 17) TPP交渉に当たっての産業界の要望については、馬田 (2011) pp.36-38 および U.S. Business Coalition for TPP “Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement Principles”, September 30, 2010 ([http://www.nftc.org/default/Publications/Trade_Policy/TPP % 20Negotiation % 20Principles.pdf](http://www.nftc.org/default/Publications/Trade_Policy/TPP%20Negotiation%20Principles.pdf)) を参照した。
- 18) TPP協定の環境章 (邦文) については、首相官邸ウェブサイト (http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_yakubun/160308_yakubun_20.pdf) 参照。また、TPP環境章については、Leal-Arcas, R. (2015), Shott (2016) および経済産業研究所「Web解説 TPP協定」(<http://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/index.html>) を参照した。
- 19) USTRウェブサイト (<https://ustr.gov/issue-areas/environment/environmental-reviews>) 参照。
- 20) TPP協定における環境に関する多数国間協定および米国の「5月10日協定」については、Shott (2016) および経済産業研究所「Web解説 TPP協定」(<http://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/index.html>) 参照。

- 21) 東京新聞 2013 年 10 月 7 日および馬田 (2015b) p.26 参照。
- 22) The President's Trade policy Agenda for 2009 は、 USTR ウェブサイト (https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/reports/2009/asset_upload_file810_15401.pdf) 参照。
- 23) Executive Order 13534 - National Export Initiative は、 ホワイトハウス・ウェブサイト (<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/executive-order-national-export-initiative>) 参照。
- 24) 国家輸出戦略に関する大統領への報告書は、 ホワイトハウス・ウェブサイト (https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/nei_report_9-16-10_full.pdf) を参照。
- 25) 環境技術輸出戦略の公表については、 米商務省ホームページ (<http://2010-2014.commerce.gov/blog/2012/05/14/departement-commerce-and-environmental-protection-agency-announce-new-initiative-boos.html>) 参照。
- 26) 2013 年環境技術輸出市場計画については Export.com (http://2016.export.gov/industry/environment/eg_main_067308.asp) 参照。
- 27) NEI/NEXT については、 (<http://www.trade.gov/neinext/>) 参照。
- 28) 2015 Top Markets Report – Environmental Technologies は、 (http://2016.export.gov/industry/environment/eg_main_086862.asp) 参照。
- 29) 2015 年 5 月の特別報告書は、 USTR ウェブサイト (<https://ustr.gov/sites/default/files/USTR-Standing-Up-for-the-Environment-2015-Report.pdf>) 参照。

参考文献

- 石川幸一 (2011) 「TPP 交渉の展望と論点」『海外事情』2011 年 9 月号, 拓殖大学海外事情研究所
- 岩田信人 (2013) 「TPP の環境措置に関わる一考察 - 一次産品日関連 PPM の域外適用の可能性と課題」
青山経営論集第 27 巻 4 号, 2013 年 3 月
- 馬田啓一 (2011) 「米国の TPP 戦略: 背景と課題」『海外事情』2011 年 9 月号, 拓殖大学海外事情研究所
- 馬田啓一 (2015a) 「メガ FTA 時代の WTO: その新たな役割」石川幸一・馬田啓一・国際貿易投資研究会編『FTA 戦略の潮流 - 課題と展望』文眞堂
- 馬田啓一 (2015b) 「TPP とアジア太平洋の新通商秩序: 課題と展望」石川幸一・馬田啓一・高橋俊樹編『メガ FTA 時代の新通商戦略: 課題と現状』文眞堂
- 外務省 (2011b) 「TPP 協定開始までの過程」平成 23 年 11 月 7 日
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp02_10.pdf
- 外務省 (2011a) 「TPP 協定交渉に関連した各国関連業界等の関心事項の例」平成 23 年 10 月 25 日
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_05.pdf)
- 滝井光夫 (2012) 「米国の FTA 戦略」山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編『通商政策の潮流と日本 - FTA 戦略と TPP』勁草書房
- 滝井光夫 (2015) 「米国の FTA」石川幸一・馬田啓一・国際貿易投資研究会編『FTA 戦略の潮流: 課題と展望』文眞堂
- 中田達也 (2015) 「TPP (環太平洋連携協定) における漁業補助金規律の意義—環境分野の交渉に着目して—」『法政治研究』2015 年 3 月
- 萩原伸次郎 (2015) 「オバマ政権と TPP - 『中間層重視の経済学』の二つの顔」萩原伸次郎監修・米国経済白書翻訳研究会訳『米国経済白書 2015』蒼天社
- 萩原伸次郎監修『米国経済白書』翻訳研究会訳「米国経済白書 2015」蒼天社出版
- フロマン・マイケル (2014) 「貿易の戦略的ロジック-貿易協定の政治・安全保障的意味合い」『フォーリン・アフェアーズ・リポート』11 号
- Baldwin, R., (2011) “21st Century Regionalism: Filling the Gap between 21st Century Trade and the

- 20th Century Rules,” Policy Insight, No.56, May 2011
- Clinton, H., (2011) “America’s Pacific Century” Foreign Policy, October 11, 2011
(http://foreignpolicy.com/2011/10/11/americas-pacific-century/?wp_login_redirect=0)
- Friends of the Earth (2013) “Trans Pacific Partnership trade negotiations: environmental issues”
February 14, 2013
- Leal-Arcas., R (2015) “Mega-regionals and Sustainable Development-The Transatlantic Trade and Investment Partnership and the Trans pacific Partnership” Renewable Energy Law and Policy Review, Vol. 4, 2015,
- Lewis, K.M., (2011) “The Trans-Pacific Partnership: New Paradigm or Wolf in Sheep’s Clothing?,”
Boston College International and Comparative Law Review, 34 (1), 2011.1
- Shott, J., (2016) “TPP and the Environment” in Assessing the Trans-Pacific Partnership, Volume 2:
Innovations in Trading Rules PIIE Briefing 16-4. Washington: Peterson Institute for International Economics.
- U.S. Department of Commerce (2015) “2015 Top Markets Report – Environmental Technologies”
- USTR · U.S. Department of State (2015) “Special Report May 2015-Standing up for the Environment-
Trade for a Greener World”

Abstract

Free Trade Agreement and Environmental Protection : Obama's Trade Policy and Environmental Technology Export Initiative

Masao MANJOME

Multilateral trading system has expanded since the end of World War II, first under the GATT (General Agreement on Tariffs and Trade) and then its successor international organization the WTO (World Trade Organization). But in December 2015, after 14 years of negotiations, WTO participating members terminated the Doha Round, first multinational trade negotiation in WTO. While the Doha Round has been at a stalemate, many countries have sought ways to liberalize international trade by the Free Trade Agreements (FTAs), more recently so-called mega FTAs such as Trans Pacific Partnership (TPP) Agreement, Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP), Japan-EU FTA, Japan-China-Republic of Korea FTA, Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP),

In this circumstances, FTAs are encompassing the comprehensive trade rules including so-called WTO-plus issues like environmental matter.

This paper examines the relation between the U.S. FTAs strategy and environmental commitments. It primarily reviews the role of TPP in the U.S. FTA strategy. Furthermore, the paper examines the relation between the U.S. FTA strategy and environmental technology export initiative by Obama administration.